

甲 賀 市 長 あて

空き家バンク利用登録申込書

甲賀市空き家バンクを利用したいので、次の事項に同意し、甲賀市空き家バンク実施要綱第8条の規定により下記のとおり申込みます。

- 1 契約交渉に関する全ての事項については、物件登録者と利用希望者との間で責任をもって行うこと。
- 2 物件登録者（所有者が物件の媒介契約を締結している宅地建物取引業者を含む。）に、下記の記載事項の全てを提供すること。

記

申込者氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
申込者住所	〒		
電話番号		F A X	
メールアドレス			
同居人数			
1 希望する物件について (建物の広さ、間取り、築年数、敷地面積、家庭菜園の有無等、できるだけ詳細に記入して下さい。)			
2 立地、周辺環境に関する希望について (市街地、田園地域、山沿い、小中学校や公共機関までの距離等、できるだけ詳細に記入して下さい。)			
3 地域コミュニティについて (区・自治会との関係、地域のつきあい等を記入して下さい。)			
4 売買、賃貸借の希望、条件について			
<input type="checkbox"/> 売買希望	希望価格	万円 ～	万円
<input type="checkbox"/> 賃貸借希望	希望家賃	円 ～	円（1月あたり）
価格以外の条件			
5 希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> F A X
6 連絡可能な時間帯	(電話の方のみ)	:	～ :

備考

- 1 甲賀市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。が、「物件登録者」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約には直接関与しません。そのため、交渉・契約については、所有者が物件の媒介契約を締結している宅地建物取引業者による仲介により行われます。なお、宅地建物取引業者の仲介には、法律で定められる仲介手数料が必要となります。
- 2 甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例第16号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報、物件の所有者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。